



Fair Finance Guide Japan
ケース調査 報告書

スマトラ島の紙パルプ生産が引き起こした
人権侵害と未曾有の洪水・土砂災害



“一面に広がるユーカリ植林地”

2026年5月15日
Fair Finance Guide Japan

《概要》

ロイヤル・ゴールデン・イーグル（以下、RGE）グループは、世界最大級の溶解パルプ生産企業の一つである。その傘下にあるトバ・パルプ・レスタリ（Toba Pulp Lestari、以下 TPL）社は、インドネシア北スマトラ州で約 28 万ヘクタールのコンセッション地域を管理している。RGE グループ傘下にあるエイプリル（APRIL）社は、過去に天然林破壊や人権侵害に関与したことにより、世界的な森林認証制度である FSC（森林管理協議会）から関係断絶を言い渡された。2014 年には、「持続可能な森林管理方針」を掲げ、改善に向けて舵を切った。さらに、2024 年には FSC による新たな方針の下、FSC との関係断絶の解消に向けたプロセスを開始した。

しかしながら、現地ではその後も周辺コミュニティとの土地紛争や人びとに対する脅迫や暴力などが数多く報告されている。そのような状況から、FSC は 2025 年 9 月末に関係断絶の解消に向けたプロセスを一時凍結した。また、それだけでなく違法伐採を含む天然林の伐採が行われていたことも NGO の調査により明らかとなっている。2025 年 11 月末、大規模な洪水・土砂災害がスマトラ島北部を襲い、1,000 人を越える人々が犠牲となった。この災害の間接的な原因として、TPL 社を含む 28 社の企業がインドネシア政府により事業権を剥奪された。

RGE グループに資金提供を行っている日本の金融機関としては、三菱 UFJ フィナンシャル・グループが挙げられる。2024 年には 9,500 万米ドルの資金提供をしている。同社に対しては、2025 年 4 月に改定された「森林・農業」および「林業・紙パルプ」関連のセクター方針には、違法な伐採や保護価値の高い地域における森林破壊に関与していないかどうか確認し、適切な対応がなされていない場合には、改善に向けて働きかけるよう要求することが規定されている。この方針に基づき、現地での環境社会問題が指摘されている TPL 社のみならず RGE グループ全体に対して改善を求めるよう働きかけ、場合によっては資金提供を引き上げるなどの措置を講じることを同金融機関に要請する。

《SUMARRY》

The Royal Golden Eagle (RGE) Group is one of the world's largest producers of dissolving pulp. Its subsidiary, PT Toba Pulp Lestari (TPL), manages approximately 280,000 hectares of concession land in North Sumatra Province, Indonesia.

APRIL, another company under the RGE Group, was disassociated by the Forest Stewardship Council (FSC) — a global forest certification system — due to its involvement in natural forest destruction and human rights violations. In 2014, APRIL announced a sustainable forest management policy and began steering toward improvement. Furthermore, in 2024, under a new FSC policy, RGE entered a remedy process aimed at addressing the past environmental and social harms—such as conversion, deforestation, and human rights violations.

However, even after this, numerous reports have continued to emerge from the ground regarding land disputes with local communities, as well as threats and violence against farmers. In this situation, the FSC decided to temporarily suspend the remedy process at the end of September 2025. In addition, NGO investigations have revealed that logging of natural forests, including illegal logging, has been taking place. At the end of November 2025, a massive flood struck northern Sumatra, claiming the lives of more than 1,000 people. As an indirect cause of this flood and the resulting landslides, the Indonesian government revoked business licenses from 28 companies, including TPL.

Among Japanese financial institutions providing funds to the RGE Group is Mitsubishi UFJ Financial Group. In 2024, it provided USD 95 million in financing. In April 2025, the company revised its sector policies on “Forests and Agriculture” and “Forestry and Pulp & Paper.” These policies stipulate that it must verify whether clients are involved in illegal logging or forest destruction in areas of high conservation value, and if appropriate action has not been taken, it is required to engage with the client to drive improvement. Based on these policies, we demand that Mitsubishi UFJ Financial Group urge improvements not only from TPL — which has been pointed out for serious environmental and social issues on the ground — but from the entire RGE Group. We further call on the bank to take measures, including potentially suspending or withdrawing its financial support, should the situation not improve.

目次

要約 (2)

目次 (4)

1.1 TPL 社および RGE グループの概要

1.2 FSC による関係断絶と「持続可能な森林管理方針」

1.3 FSC 補償の枠組みを通じた問題解決に向けた動き

1.4 TPL 社による土地紛争と周辺住民に対する人権侵害の事例

1.5 TPL 社による環境破壊－違法な森林伐採と洪水災害への影響

2.1 日本からの資金提供に関する状況

2.2 提言

1.1 TPL 社および RGE グループの概要

トバ・パルプ・レスタリ (Toba Pulp Lestari、以下 TPL) 社は、北スマトラ州に拠点を置くビスコース繊維 (レー



ヨン) の主原料となる溶解パルプを製造する企業である。1984 年に操業を開始し、創業当初はインティ・インドラヨン・ウタマ (Inti Indorayon Utama、以下 IIU) という名前で、合計約 15 万ヘクタールを対象とする森林伐採権 (Hak Pengusahaan Hutan、HPH) を保有していた。1992 年に事業形態が変わり、合計約 27 万ヘクタールを対象とする産業植林事業権 (Hutan Tanaman Industri、HTI) へと変更された。その後、同社による環境破壊や地域住民との土地をめぐる紛争による反対運動が原因となり、1999 年に当時のハビビ政権により操業停止が命じられた。しかし、2000 年に当時のワヒド政権下で、監査と環境対策を条件とした限定的な再開へと方針転換され、2002 年のメガワティ政権下で、トバ・パルプ・レスタリ (TPL) として再出発することになる。それ以降も、複数回にわたる事業権の改訂を経て、最後の改訂となる 2020 年の決定 (No.SK.307/Menlhk/Setjen/HPL.0/7/2020) に基づき、2025 年現在、167,912 ヘクタールの地域での操業を行っている。

また、2001 年 (2000 年) に社名が TPL に変更されてからインドネシア証券取引所に上場しており、その後、RGE が実質的な所有者となる。2022 年 4 月に RGE グループが発表した声明¹の中でも、TPL 社が RGE グループの管理下にあることや、後述する「持続可能な森林管理方針」を TPL 社にまで適用することを認めている²。

- ・持続可能性に関する方針およびコミットメントを強化し、RGE の ESG (環境・社会・ガバナンス) に関するフレームワークに則った経営を行うこと。
- ・持続可能な森林管理における業界基準、ガイダンス、およびベストプラクティスを採用すること…

RGE グループは、1973 年にスカント・タノト (Sukanto Tanoto) により設立され、シンガポールを本拠とするコングロマリット (巨大複合企業) である。同グループは、過去にはラジャ・ガルダ・マス (Raja Garuda Mas) としても知られており、インドネシア国内でパーム油、紙パルプ、



セルロース、ガス、石油などを生産する会社を傘下に置いている。セルロースを原料として作られる繊維であるビスコースについては、サテリ (Sateri) 社およびアジア・パシフィック・レーヨン (Asia Pacific Rayon) 社を通じて世界最大の生産能力を持つ。また、コピー用紙、ティッシュペーパー、包装紙といった紙製品についても世界最大級の生産能力を誇って

¹ Royal Golden Eagle. "Statement on RGE's Engagement with TPL".

https://www.rgei.com/attachments/article/1805/RGE%20statement%20on%20TPL_25%20April%202022.pdf

おり、インドネシアではエイプリル（Asia Pacific Resources International, APRIL）社、中国ではアジア・シンボル（Asia Symbol）社、ブラジルではブラセル（Bracell）社など各地に関連企業を有する。

1.2 FSC による関係断絶と「持続可能な森林管理方針」

国際的な森林認証制度である森林管理協議会（Forest Stewardship Council、以下 FSC）では、2009 年より「組織と FSC との関係に関する指針（Policy for Association）」を設けている。これは、認証制度としてのブランド価値を貶めることを避けるために規定されたもので、FSC との関係を望む組織が以下のような森林管理に直接的・間接的に関与しないことを求めている。以下の許容できない活動への違反が認められた組織については、FSC との関係断絶が申し渡され、対象となった企業グループによる FSC 認証の取得が不可能となる。

- ・ 林産物の違法な収穫または違法な取引
- ・ 林業または林産物産業における慣習的な権利または人権の侵害
- ・ 林業または林産物産業における労働者の権利及び労働における基本的原則及び権利に関する国際労働機関（ILO）宣言で定められている原則への違反
- ・ 森林または高い保護価値（HCV）を持つ地域における高い保護価値（HCV）の破壊
- ・ 自然林被覆の転換
- ・ 森林施業における研究目的以外での遺伝子組換え生物の使用

2013 年、RGE グループ傘下のエイプリル社が過去に引き起こした天然林の破壊が「組織と FSC との関係に関する指針（Policy for Association）」に違反しているとして、FSC はエイプリル社に対して関係断絶を言い渡した³。2024 年 4 月 1 日現在、インドネシア国内でエイプリル社の他に FSC との関係断絶の状態にある企業には、アジア・パルプ・アンド・ペーパー（Asia Pulp and Paper, APP）、コリンド・グループ、ハリタ・グループといった企業が存在する⁴。

FSC による関係断絶が決定的となり、その後、これまで関係を持っていた多くの企業がエイプリル社との取引を相次いで停止した。これらの企業には、フィンランド大手紙・パルプ製造企業である UPM-Kymmene 社、フランスの製紙企業である Sequana 社、富士ゼロックス社などが含まれており、その他名前を公表していないケースも多数ある。

こうした国際社会からのプレッシャーに対応する形で、2014 年 1 月、「持続可能な森林管理方針」を発表した。さらに翌年 6 月には、改訂版となる「持続可能な森林管理方針 2.0

³ Forest Stewardship Council. “Asia Pacific Resources International Holdings Ltd. Group (APRIL)”. <https://connect.fsc.org/asia-pacific-resources-international-holdings-ltd-group-april>

⁴ Forest Stewardship Council. “関係断絶組織の検索”. https://jp.fsc.org/jp-ja/Disassociated_organizations

「SFMP2.0」を公表し、2015年7月以降は森林破壊を行わないこと、地域住民との間で抱えている土地紛争を解決することなどを約束した⁵。この方針の中では、保全のために森林を保護価値の高い (High Conservation Value) 地域または高炭素貯留 (High Carbon Stock) 地域に分類することが規定されている。また、責任ある泥炭地の管理に関する方針には、森林に覆われた泥炭湿地の新規開発の禁止などが含まれる。他にも、先住民族や地域住民の権利を尊重し、事前の情報提供に基づく自由な合意 (FPIC) を実施することも規定されている。

| 項目 | 内容 |
|---------------------|--|
| 森林破壊ゼロ | 供給チェーン全体で森林破壊を排除。自然林の新規伐採モラトリアム (即時適用)。HCS (High Carbon Stock) および HCV (High Conservation Value) エリアの保護。 |
| 泥炭地開発ゼロ | 泥炭地の新規開発禁止。既存の泥炭地は責任ある管理 (排水・火災防止など)。 |
| 搾取ゼロ | 先住民・地域コミュニティの人権尊重。FPIC (Free, Prior and Informed Consent) の実施。労働者の権利保護。 |
| 持続可能な森林管理のベストプラクティス | 森林再生・保全の推進。生物多様性・炭素保全イニシアチブの支援。業界基準 (HCS Approach、HCVRN ガイダンス) の採用。 |
| ESG に関するフレームワーク | 4つの柱: Climate (気候)、Nature and Biodiversity Protection (自然・生物多様性保護)、Human Rights (人権)、Sustainable Growth (持続可能な成長)。 |

これらの方針は、関連企業である TPL 社にも適用されていることが、2022年に RGE が発表した声明の中でも明記されている。

「TPL は 2015 年以降、持続可能性方針において NDPE (森林破壊ゼロ、泥炭地開発ゼロ、搾取ゼロ) について定めた持続可能性方針の取り組みを進展させている。」

しかし、2015年に持続可能な森林管理方針を公表して以降、その実効性について多くの NGO から問題が指摘されている。国際環境 NGO グリーンピースが 2025年に発表した「Under the Eagle's Shadow」と題するレポートでは、TPLの親会社である RGE グループが公式には関係性を否定する複数の企業が、複雑な所有構造の企業を通じて、森林破壊や泥炭地開発に関与している疑いが強いことを指摘している。このレポートでは、2022年から

⁵ APRIL. "SFMP 2.0". <https://www.aprilasia.com/en/sustainability/sustainability-policy/sfmp-2-0>

2023年にかけて、RGEグループが実質的に支配している紙パルプ植林企業およびアブラヤシ農園企業二社が、カリマンタン（ボルネオ島）の絶滅危惧種であるオランウータンの生息地を含む天然林を伐採していたことが指摘されている。また、西カリマンタン州で2016年から2022年にかけて合計22,000ヘクタールの天然林を皆伐した、当時アラス・クスマ・グループ傘下にあったマヤワナ・ベルサダ（Mayawana Persada）社から、木材を調達していたことが指摘されている。いくつかの事例に基づき、2015年にRGEグループが発表した森林破壊ゼロの方針は実際には守られていないと結論付けられている。これに対して、RGEグループは自身のウェブサイト上で、問題が指摘されている企業からは木材を調達しておらず、また直接的または間接的な支配下にはないことを主張している。

1.3 FSC 補償の枠組みを通じた問題解決に向けた動き

2022年、FSCの規定に大きな変更が加えられた。一度FSCとの関係断絶を言い渡された企業に対する救済のための道筋を与えるべきだという議論がFSCの中で高まり、過去に問題を起こした企業を追放するだけでなく、一定の条件を満たした企業グループについては再びFSCへの関与を認めるという考え方が正式に採用された。

FSCは2022年8月に開催された総会で「林地転換に関する方針」を承認した。これまで1994年以降に天然林から転換された地域については認証の対象外とされていたが、今回の変更により、2020年までに転換された地域においてもFSC認証を取得できるようになった。ただし、この間に森林転換を引き起こした企業や、過去に「FSCの組織とFSCとの関係に関する指針（Policy for Association）」に違反した企業については、過去の損失を補填（救済）することが条件として求められている。FSCが2022年12月に策定した「FSC補償の枠組み（FSC Remedy Framework）」では、以下のようにFSCとの関係修復までのプロセスが定められている。

| 段階 | 実施内容 |
|--|---|
| 【ステップ1】 基礎要件の整備 Foundational Requirements | - 企業グループの特定 - 方針・手続きの確認、ガバナンスの構築、プロセスの実施におけるFPIC方針の策定など |
| 【ステップ2】 関連当事者・影響範囲・被害の特定 Identification of associated parties and affected sites (Baseline Assessment) | - 独立した第三者評価者（Independent Assessor）によるベースライン調査の実施 - 環境・社会被害、被害を受けた場所および被害者の特定 |
| 【ステップ3】 救済計画の策定 | - 被害に基づく救済アクションの決定（土地返還、森林回復、補償など） |

| | |
|---|--|
| Remedy Planning | - 権利保有者との協議、FPIC の適用 |
| 【ステップ 4】 救済計画のコンセプトノート提出 Concept Note for Remedy Plan | - 計画の概要を FSC に提出し、フィードバックを得る |
| 【ステップ 5】 救済計画の完成・承認 Completion of Remedy Plan | - 影響を受けた権利保有者との合意形成後、FSC による承認を受ける |
| 【ステップ 6】 救済計画の実施 Implementation of Remedy Plan | - 実際の救済活動の実行（環境回復、社会的補償など） - 進捗の文書化と透明性確保 |
| 【ステップ 7】 監視・検証・進捗評価 Monitoring, Reporting, Verification & Participatory Appraisal | - 第三者による検証、定期報告、住民参加型の評価を通じた達成度の確認 |
| 【ステップ 8】 信頼構築と再加盟閾値の達成 Trust Building & Achievement of Association Threshold | - 市場・ステークホルダーとの信頼回復 - 基準を満たした場合、FSC 再加盟と認証の取得が可能となる |

①

エイプリルおよび RGE は、2023 年にこの関係修復プロセスを開始した。現在は、コンサルタントである Diameter の協力を得て、一部の地域で上記ステップ 2 にあたる環境・社会被害を特定するためのベースライン調査を実施している最中である。しかし、後述するように、2025 年 9 月末に RGE グループの子会社の一つである TPL 社のコンセッション地域で起きた暴力事件を理由に、FSC はエイプリル社の関係修復プロセスを一時凍結した。2026 年 4 月現在まで、まだ凍結の状態は続いている。

1.4 TPL 社による土地紛争と周辺住民に対する人権侵害の事例

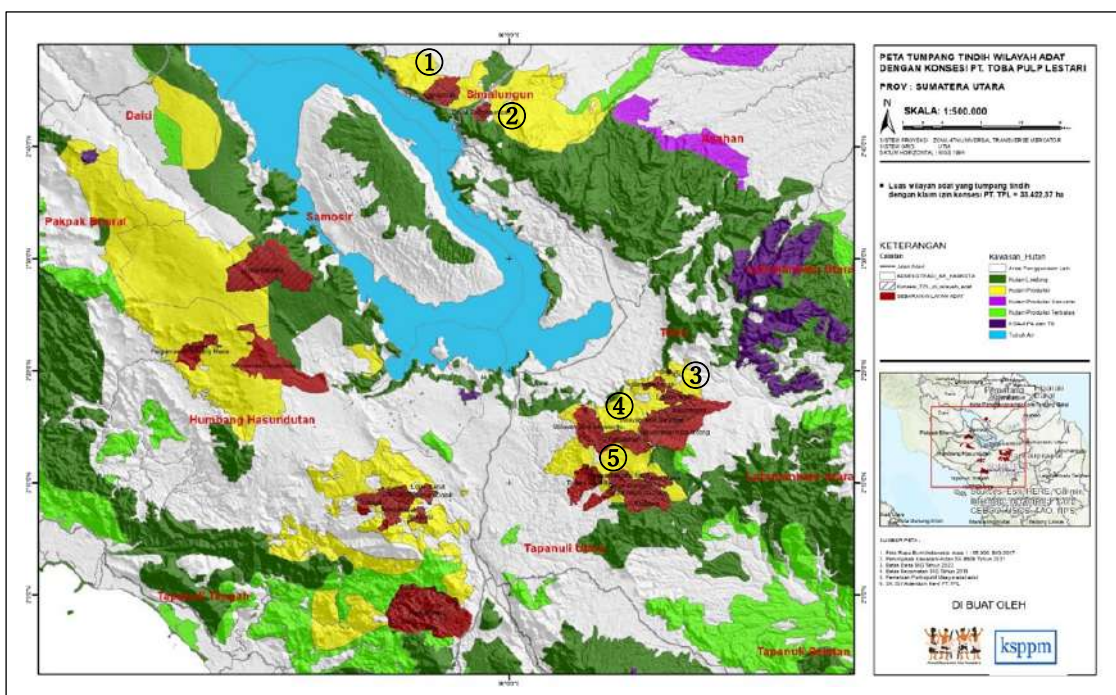
FSC の関係修復プロセスの最中であるにもかかわらず、TPL 社はこれまでに多くのコミュニティとの土地紛争や暴力事件に関与している。現地 NGO によれば、TPL 社との土地をめぐる紛争を抱えているコミュニティは北スマトラ州全体で 36 ケ所にのぼる⁶。また、後述する事例を含め過去三年の間に 5 件の暴力事件を起こしているという⁷。いずれの事例に

⁶ AMAN Tano Batak からの聞き取りによる。

⁷ Forest Peoples Programme. "FPP condemns brutal attack on Sihaporas indigenous community by PT Toba Pulp Lestari and the inadequate response from Forest Stewardship Council (FSC) and APRIL and calls for immediate remedy and accountability". <https://www.forestpeoples.org/publications-resources/press-releases/article/forest-peoples-programme-fpp-condemns-brutal-attack-on-sihaporas-indigenous-community-by-pt-toba-pulp-lestari-and-the->

も共通するのは、企業や政府から住民に対する事前の情報提供や協議などは一切行われていないということである。また、インドネシアでは一般的に土地紛争がある地域では、特に法的に弱い立場にいる人々がこのような無実の罪を着せられる（criminalization）ことが頻繁に起きている。北スマトラ州の先住民族擁護グループ（BAKUMSU）によれば、北スマトラ州の TPL 社のコンセッション地域で、過去 20 年の間にソルバトゥア氏を含む 93 人が冤罪の対象となり、そのうち 39 人が投獄されたという。

本レポートでは、このうち 2025 年度に訪問した以下 5 つの村・集落での土地紛争および暴力事件の事例について紹介する。



※北スマトラ州トバ湖周辺における TPL 社の先住民族が権利を主張する土地および森林地域を示した地図。赤色が TPL 社の先住民族が権利を主張する土地、黄色が TPL 社のコンセッション地域を含む森林地域を示す。(AMAN Tanok Batak および KSPPM 提供)

| 番号 | 村・集落名 | 所在地 |
|----|-------------------------------------|---------------------------------|
| ① | シハポラス (Sihaporas) 村 | 北スマトラ州、シマルングン (Simalungung) 県 |
| ② | ドロック・バルモナンガン (Dolok Parmonangan) 集落 | 北スマトラ州、シマルングン (Simalungung) 県 |
| ③ | ナティンギル (Natinggir) 集落 | 北スマトラ州、トバ (Toba) 県 |
| ④ | オナン・ハルバンガン (Onan | 北スマトラ州、北タパヌリ (Tapanuli Utara) 県 |

[inadequate-response-from-forest-stewardship-council-fsc-and-april-and-calls-for-immediate-remedy-and-accountability/](#)

| | | |
|---|-----------------------------------|---------------------------------|
| | Harbangan) 集落 | |
| ⑤ | サブングアン・ニフタ (Sabungan Nihuta) IV 村 | 北スマトラ州、北タパヌリ (Tapanuli Utara) 県 |

① シハポラス (Sihaporas) 村の事例

シハポラス村は、北スマトラ州シマルングン県ペマタン・シダマニク郡に位置する。この村の先住民族グループは「ラムトラス (Lamtoras)」と呼ばれ、インドネシア独立の前からこの地で暮らしてきた。ラムトラスの歴史は 1800 年までさかのぼり、先祖はもともとトバ湖に浮かぶサモシール (Samosir) 島で生活していたが、コミュニティ内部で対立が生じたため、島の外へ移住したと言われている。先祖がこの地に移り住んできてから、現在の住民は 11~12 世代目にあたる。いまなお「パンダヨガン (pandayogang)」と呼ばれる 7 つの伝統的な儀式が、住民たちにより引き継がれている。



先住民族であるパタック伝統の家屋にある神棚。お供え物とともに伝統的な楽器を使って神を讃える儀式に使われる。

政府が初めてこの地域に介入してきたのは 1913 年のことである。当時のオランダ植民地政府は一方向的にマツの木を植林し、伐採後に土地を返還すると約束した。しかし、実際には伐採は行われず、インドネシア独立後に慣習地はいつの間にか国有地に組み込まれてしまった。1998 年頃に企業がこの地域での操業を開始して以来、住民たちは農作業や慣習林の利用が制限されるようになった。

この間、住民たちは政府に解決を求めるも、対応がなされることはなかった。2000 年、地方議員の協力のもと歴史調査が行われ、ラムトラス (Lamtoras) がおよそ 1,500 ヘクタールの地域にわたって土地の権利を持っていることが特定された。しかし、県政府に調査結果を提出したところ、「権限は中央政府にある」として拒否されただけでなく、政府と企業からわずかな面積の土地が提案され、住民たちはこれを拒否した。2018 年には、住民たちはジャカルタの環境林業省を訪れ、当時の大臣であるシティ・ヌルバヤ氏に直接訴えた。政府の検証チームによる調査が行われ、ラムトラス (Lamtoras) の歴史や文化について詳細な聞き取りが実施された。その後、政府から社会林業プログラムの一つである「慣習林 (Hutan Adat)」に登録するよう提案が示され、慣習地登録協会 (BRWA) による調査も行われた。

BRWA は、複数の NGO によって設立された組織で、先住民が主張する慣習地の存在を検証・認定し、独自のデータベースを作成することで、政府にその土地の認知を促すことを目的としている。BRWA から正式な認定を受けた後、中央政府はコンセッション地域から住民たちの土地を除外すると約束した。しかし、その約束はいまだに実現していない。

住民たちは企業からの度重なる脅迫や犯罪化 (criminalization) を経験している。2003 年には、住民の一人が自分の農地で作業をしていたところ、国有林 (kawasan hutan) で違法に活動したという理由で警察に逮捕された。2004 年には、別の住民が同様の理由で逮捕された。2019 年には、住民たちがトウモロコシを植えていた際に企業側と衝突し、2 人が逮捕された。2024 年には、企業の従業員が住民の土地に対する権利を認めなかったことから暴力事件に発展し、5 人が逮捕された。うち 4 人が投獄 (2 人が懲役 8 ヶ月、1 人が懲役 1 年、1 人が懲役 2 年) された。これまでに企業との土地をめぐる対立で、これまでに合計 9 人が投獄された。

また、2025 年 9 月 23 日には企業による過去最大の暴力事件が発生した。その日の朝、住民たちは共同作業 (gotong royong) を行っていた。そこに装備を身につけた警備員数十人が現れたため、住民たちは一目散に逃げた。逃げ惑う住民たちに対して、警備員たちは女性や子ども、障がい者を問わず殴りかかり、少なくとも 33 人が負傷した。警備員が立ち去った後、住民たちが現場に戻ると、住民たちが所有するバイク 10 台とピックアップトラック 1 台が燃やされ、重機で埋められて証拠隠滅が図られていた。また、コーヒー農園が破壊され、収穫したショウガ約 20 トンが消失するなどの被害を受けた。その後、しばらくは農作物を収穫することが許されず、警察に許可を得なければならない状況が続いた。



2025 年 9 月 23 日に起きた暴力事件の様子。住民と対峙する企業の治安部隊 (Forest Peoples Programme より)

② ドロック・パルモナンガン (Dolok Parmonangan) 集落の事例

ドロック・パルモナンガン集落は、先述したシハポラス村と同じシマルンゲン県、ポンドック・ブルック (Pondok Buluk) 村に位置する。この集落は、1700 年代から存在する歴史のある先住慣習コミュニティである。この地域に TPL 社の前身である IIU 社がやってきたのは 1984 年のことで、住民たちに断りを入れることなく住民たちが利用してきた慣習林を伐採した。その後、現在の TPL 社に名前を変えてからも、慣習林を皆伐し、ユーカリの植林地に転換してきた。



住民たちの農地が破壊され、ユーカリが植えられている。

この集落の慣習リーダーであるソルバトゥア氏は、自宅の近くにある農地でトムロコシやコーヒーなどの作物を植えて生計を立てていたが、ある時、企業の人間が家にやってきて、ここは政府から企業に許可が与えられた土地であるため退去するよう言われた。しかし、ソルバトゥア氏は企業からの脅しに屈することなく、破壊された森での権利を主張するためにドリアンの木を植えるなど、小さな

抵抗を続けていた。2024年3月、企業側の通報によりソルバトゥア氏が州警察に北スマトラの州都メダンまで連行されるという出来事が起きた。その当時、妻と街に買い物をしていたところ、いきなり私服の男たち（後に警察官であることが判明）に連れ去られたという。その後、ソルバトゥア氏は国が管理する森林地域（kawasan hutan）で違法に活動をしたという容疑で逮捕された。しかし、実際には昔から利用してきた農地で作業をしていただけであった。地方裁では、二年間の禁固刑と10億ルピア（約1,000万円）の罰金という判決が下されたが、その後、AMAN（インドネシア先住民族連盟）をはじめとするNGOのサポートを受け控訴、高裁および最高裁で勝訴を勝ち取り、無事釈放された。また、その他の影響として、企業により集水域となる森が破壊されてしまったことで、住民たちが生活のために利用している川の水が濁るようになってしまった。雨季には土砂崩れや洪水がこれまでと比べて頻繁に起きるようになった。他にも、先祖の墓地がある場所も、企業がセキュリティゲートを設けたことによりアクセスすることができなくなってしまった。もう一つ墓地につながる道があるが、そこも企業により道を破壊されてしまい簡単にアクセスできなくなってしまった。企業との土地の権利をめぐる緊張関係は日常的に存在しており、過去に何度か暴力沙汰に発展した事例もある。2024年12月には、企業が治安部隊を引き連れて集水域となる森を伐採しようとしたところ、それを止めようとした住民たちと口論になり、住民の一人がTPL社の職員から暴力を受け頭部に怪我



冤罪をかけられた慣習リーダーのソルバトゥア氏。

を負うという事態にまで発展した。

ドロック・パルモナガン集落の面積は 850 ヘクタール、このうち企業の土地と重複しているのは 250 ヘクタールである。企業はポンドック・ブルック村の存在は認識しているものの、唯一、ドロック・パルモナガン集落の存在だけは認識していないという。住民たちの話では、企業の事業許可地域を示す地図にもこの集落は存在しないという。そのため、ポンドック・ブルック村を構成する他の 4 つの集落にドロック・パルモナガン集落の存在を証明してもらう文書を作成し、この文書にもとづき企業の事業地を変更してもらうよう政府に働きかけているが、現在までに実現していない。2019 年には、当時の環境林業大臣であるシティ・ヌルバヤ氏が現地に訪問し、土地紛争の解決に向けて慣習地登録協会 (BRWA) に登録するよう住民たちに提案した。その後、環境林業省から、先住民族に法的なステータスを与える枠組みである「村落林 (Hutan Desa)」に申請するよう勧められた。村落林への申請の最初のプロセスとして、県政府から先住民族としての存在を認識してもらい、推薦状を発行してもらう必要がある。しかし、慣習地登録協会 (BRWA) から慣習地の認定を受けていたにもかかわらず、現在までに県政府からの推薦状を得ることはできていない。



企業が設置したゲート、「関係者以外立ち入り禁止」の看板も。

③ ナティンギル (Natinggir) 集落の事例

ナティンギル集落は、トバ (Toba) 県、シマレ (Simare) 村に位置する。この集落では 350 年ほどの歴史があり、現在の住民は 14~18 世代目にあたる。独自の文字を持っており、村の歴史について書かれた本が残されている。いつ書かれたものであるかは不明だが、17 世紀初頭にオランダ統治時代が始まったときにこれらの文字は廃止されたことから、それ以前から独自の文化があったことを示す証拠となっている。



村の歴史について書かれた文書、独自の象形文字で書かれている。

企業がこの地域に入ってくる以前は、生計手段のほとんどを香水や線香などの原料として使われる安息香 (kemenyan) が占めており、それ以外にもパندان (pandan) と呼ばれる植物を使ったカーペット、米を運ぶためカゴ (tandok)、米をふるいにかけるためのザル (tampi) などを販売し、豊かな生活を送っていた。しかし、企業により慣習林が皆伐されてしまったことにより、新たな生計手段を求めて村から多くの人が出ていってしまった。現在は、この集落に 24 世帯のみが暮らしている。集落の面積 1,496 ヘクタールのうち、法的な権利が保証されているのは 160 ヘクタールのみである。

2015 年頃から企業との土地をめぐる紛争が深刻になったという。住民たちは自分たちの土地に対する権利を認めてもらうため、ジャカルタで環境林業省や国家人権委員会 (KomnasHAM) などを訪問した。当時、同じバタック民族の国会議員が、問題解決のために国会で質問をするなど尽力してくれたが、現在までに結果は出ていない。2021 年には、県政府と中央政府による現場検証が行われたが、慣習コミュニティの存在や慣習地の認知はいまだに認められていない状況である。環境林業省は、住民たちに対して企業とのパートナーシップを提案した。これは、5,000 万ルピア (約 45 万円) の資金援助により指定された地域で農業をするものであったが、森林地域内ではなく企業のコンセッション地域ではない他用途地域 (APL) が対象とするものであった。しかし、実際には農業には適さない急峻な土地であり、このプログラムに参加することで企業による新たな土地収奪の機会を与える可能性を恐れ、住民たちはこの提案を拒否した。



住民たちへの聞き取りの様子。

2025 年 8 月、大きな衝突が起きた。その日の朝に住民たちが共同作業 (gotong royong) を行っていたところ、企業の労働者とユーカリの苗を積んだトラックが 20 台ほど通りかかった。その跡をつけていた住民からの情報で、住民たちが管理する農地に向かっていることが判明した。現地に駆けつけると、労働者たちがすでに農地を破壊し、ユーカリの植林を始めていたという。住民たちは彼らを止めようとしたが、住民に対して労働者の数が多かったため、一旦村まで撤退し、作戦を練ることにした。話し合いをしていたところ、また苗木を積んだ一台のトラックがやってきたため、住民たちは道路に出て抗議することに決めた。トラックの前に立ちはだかると、トラックの運転手から「轢き殺してやる (tabrak)」と脅された。そこにいた労働者が現場で作業している労働者たちを呼び寄せ、フルフェイスのヘルメットを被り木材や石を持った労働者が続々と集まってきた。その後、労働者たちからの一方

的な暴力を受け、住民の一人が首に全治三週間の怪我を負った。また、住民たちが所有する22台のバイクと3台の車が破壊された。この事件から一週間ほどは、住民たちは外に出ることを恐れ、一つの家を集まって皆で一緒に過ごした。企業により外部からのアクセスも完全に封鎖され、支援に来た教会組織のメンバーがアクセスを拒否された。この事件が起きた後、企業側は住民たちによる器物破損と暴力事件として警察に通報した。それに対し、住民たちをサポートする NGO は企業による器物破損、窃盗（売店のタバコが盗まれていたため）、暴力事件として詳細な情報とともに警察に通報した。2026年2月現在に至っても警察による捜査は続いている。



住民が撮影した暴力事件が起きたときの様子 (Environmental Paper Network より)

④ オナン・ハルバンガン (Onan Harbangan) 集落の事例

オナン・ハルバンガン集落は、北タパヌリ県のポハン・ジャエ (Pohan Jae) 村に位置する。この集落の歴史は500年前まで遡る。この地域はもともとナガサリブ (Nagasariibu) と呼ばれており、かつては商業の中心として栄えていたことから、当時の王であるシシಂಗマンガラジャ (Sisingamangaraja) から「商業の中心地」を意味するオナン・ハルバンガンという名前が与えられた。インドネシアが独立するはるか前から存在している証拠を持つ、れっきとした先住民族である。しかし、政府からは先住民族として認識されておらず、人々の土地はこれまで法的に弱い立場にあった。

この地域では1994年以降、企業による伐採とユーカリ植林が始まった。住民のほとんどが慣習林での安息香の栽培・採取により生計を立てていたことから、長期にわたり企業と住民たちとの対立が続いてきたという経緯がある。企業が農薬や除草剤を使うようになったことで、コーヒーの芽が出てこなくなったり、安息香の収量が減少したりなど農作物への影響もあったという。また、当時稲作に使っていた水牛が突然死ぬなどの影響もあった。以前は6割ほどの住民が水牛を飼っていたが、現在は水牛を持つ世帯はいない。

その後、NGOによる支援もあり、2021年に先住民族の存在を公的に認める地方条例が発行された。また、翌年2022年には環境林業省(当時)より、社会林業プログラムの一つである慣習林 (Hutan Adat) を通じて住民たちが慣習林として主張している地域に対する法的な権利が認められたことにより、企業との土地をめぐる争いは解決したかのように思われた。しかし、2024年末、慣習林として認められた地域にすでに植えられてしまっている

たユーカリを収穫させて欲しいと企業から話を持ちかけられた。住民側は、いま植えられているユーカリの収穫のみで、それ以降の再植林はしないという条件のもと許可したが、2025年2月、企業はこの合意を破って再び植林を始めた。先住民族のリーダーによれば、この契約は正式な書類を交わしたのではなく、単なる口約束に過ぎなかった。教会という神聖な場所で約束が交わされたことや、企業の上層部も参加していたことから、皆が企業を信じていたという。住民たちが現場に詰めかけて対話を求めたところ、企業側は話し合いに応じるどころか警備員をけしかけて住民たちに一方的に暴行を加えた。この事件の後、住民たちは約一ヶ月にわたり安息香のある慣習林へのアクセスを制限された。



警備員からの暴行を受ける住民たちの様子（BPAN より）

⑤ サブングアン・ニフタ（Sabungan Nihuta IV）村の事例

サブングアン・ニフタ IV 村は、北タパヌリ県の山間に位置する。この地域に住み始めた先祖から数えて 10 代目以上の歴史を持つ。ほとんどの住民が安息香（kemenyan）の採取により生計を立ててきた。聞き取りを行ったオベル氏の先祖が植えた木は 400 本ほどありそこから毎年 60kg ほど、またオベル氏自身が植えた 1,500 本ほどから毎年 70kg ほどが収穫できていたという。販売価格は品質により異なるが、キロあたり 150,000～280,000 ルピア（約 1,350～2,520 円）ほどで、純度の高いものであれば 300,000 ルピア（約 2,700 円）以上の値が付くこともある。これまでは安息香の採取により十分な収入を得られていたというが、ここ最近では収量が減っており、2024 年は一年間のうちに 40kg ほどしか採れなかったという。原因として、周囲の森林が伐採され大きな木が無くなってしまったことにより、木が風に煽られることで出てくる樹液の量が減ってしまったとオベル氏は考えている。



安息香を収穫する様子、年に二回収穫できるという

この地域に企業がやってきたのは 1990 年頃であった。初めは道路の建設が行われたが、どのような目的であるかについて住民たちには知らされなかったという。その後、住民たち

に伐採作業への協力を求めるようになり、一部の住民が対価を受け取ることで参加した。それからはばらくして看板が設置され、この地域一体が企業の権利保有地であることを住民たちは知ることになる。1994年から伐採が本格的に始まり、当時住民たちが栽培していた陸稲や安息香の木が次々と破壊され、現在に至っても続いているという。

伐採による影響はそれだけではない。集水地として保護されてきた森も伐採され、そこにユーカリが植えられた。ここから流れてくる水を住民たちは日常的に飲水や生活用水として使っており、それ以外にも下流に位置する数千世帯がその恩恵を受けている。しかし、1994年に企業がこの地域で伐採を始めた頃から川の水が濁り始めたという。また、企業がユーカリの管理に使っている農薬や除草剤、化学肥料などが川に流れ込むようになり、子どもたちが肌の病気を訴えるようになった。このような状況を受け、住民たちは県政府に水質検査を要望したものの、現在までに何の対応もなされていない。

住民たちからの度重なる働きかけに対し、県政府からお米や支援金など短期的な援助が行われたただであった。聞き取りを行ったある住民は、「わたしたちは政府にお金や食糧を求めている訳ではない、ただ昔から使ってきた土地を使わせて欲しいだけなのだ。」と言う。今後、住民たちは州や中央政府にも県政府に対応してもらえよう働きかけをしていきたいと考えている。



企業の操業により汚染されてしまった川

ナティンギルでの暴力事件を受け、FSCが補償の枠組みプロセスを一時凍結

2025年9月23日、上述のシハポラス村での暴力事件の後、FSCはAPRIL社の関係修復プロセスを一時凍結した。インドネシア国家人権委員会（Komnas HAM）もこの事件を受けて、TPL社を名指しで人権侵害を非難している⁸。また、APRIL社のウェブサイト⁵によれば、現在、独立した第三者による調査が行われている。

2025年9月26日、FSCはこの事件を受けて、APRIL社の関係修復プロセスを一時凍結する決定を下した⁹。APRIL社のウェブサイトによれば、現在、独立した第三者による調査

⁸ Komnas HAM. "Komnas HAM Mengancam Keras Kekerasan oleh PT. Toba Pulp Lestari terhadap Warga Sihaporas". <https://www.komnasham.go.id/users/userhumas-8c6cb63507/Keterangan%20Pers%20Komnas%20HAM%20Nomor%2057%20Tahun%202025.pdf>

⁹ FSC. "FSC Suspends Memorandum of Understanding with APRIL Following Reports of Alleged Violence". <https://fsc.org/en/newscentre/integrity-and-disputes/fsc-suspends-MoU-with-april>

が行われているとの説明がある¹⁰。2026年4月現在、まだ凍結の状態は続いている。

1.5 TPL社による環境破壊－違法な森林伐採と洪水災害への影響



大規模な土砂災害の爪痕、災害から三ヶ月を経てもなお孤立している村もあるという。

2025年11月下旬から12月上旬にかけて、スマトラ北部を中心に記録的な豪雨にともなう洪水と土砂災害が発生した。2025年12月26日現在で、死者は少なくとも1,100人を超え、避難者は100万人、またこの災害による経済損失は、68.7兆ルピア（約6,400億円）に達したとされる。スマトラ島での洪水に関連する経済的損失は日本円にしておよそ6,400億円を超えると推定され、独立後のインド

ネシアにおいて2004年に起きたスマトラ島沖地震を上回り、史上最も被害額の大きい災害とも言われている。

そのような中、企業による森林伐採がこの度の洪水および土砂災害をより深刻なものにしているのではないかという論調が高まった。ガジャ・マダ大学（UGM）の森林水文学・流域保全の専門家であるハトマ（Hatma）氏は、「極端な気象という引き金要因が、すでに極めて脆弱化した森林生態系を直撃したことによる、致命的な相互作用の結果である」ことを指摘する¹¹。

環境大臣であるハニフ・ファイソル・ヌロフィク氏は、タバヌリ地域で発生した土砂崩れや洪水に関与した可能性のある8社の活動の証拠を掴んでいると発表した¹²。さらに、12月6日、森林省の法執行総局は、最近の災害による被害の一因となった可



Aek Raja 地域、黄色が TPL 社のコンセッション地域の境界を示す

¹⁰ APRILDIALOG. “APRIL Group Statement on FSC Memorandum of Understanding Suspension”.

<https://www.aprildialog.com/en/2025/09/27/april-group-statement-on-fsc-memorandum-of-understanding-suspension/>

¹¹ UNIVERSITAS GAJAH MADA. “Antisipasi Bencana Banjir Bandang, Pakar UGM Desak Reforestasi dan Rehabilitasi DAS”. <https://ugm.ac.id/id/berita/antisipasi-bencana-banjir-bandang-pakar-ugm-desak-reforestasi-dan-rehabilitasi-das/>

¹² detiknews. “Kementerian LH Panggil 8 Perusahaan Usut Sumber Gelondongan Kayu di Sumut”.

<https://news.detik.com/berita/d-8237877/kementerian-lh-panggil-8-perusahaan-usut-sumber-gelondongan-kayu-di-sumut>

可能性があるとして、北スマトラ州タバヌリ地域の 5 カ所のコンセッション地域を封鎖（事実上の業務停止命令）したことを明らかにした。その中には、2 カ所の TPL 社のコンセッション地域も含まれていた。その後、12 月 15 日、林業大臣であるラジャ・ジュリ・アントニ氏が、TPL 社の操業についての包括的な監査と評価を命じた¹³。また、12 月 17 日、政府による業務停止命令を受けて、インドネシア証券取引所 (IDX) が、政府による活動停止命令を受け、TPL 社の株式取引を一時停止とした¹⁴。



環境 NGO である Auriga Nusantara と Earthsight は、衛星画像の解析と現地調査により、TPL 社が北スマトラ州のコンセッション地域、特にバタン・トル (Batang Toru)、シブンドン (Sibundong)、コラン (Kolang) 川流域の 3 つの地域を中心に、大規模な天然林破壊に関与していることを特定している。これらの地域は、保護区域に指定されており、土砂崩れが起きる可能性が高い地域に分類されていた。

2021 年 3 月から 2025 年 12 月 1 日までの間に、TPL 社のコンセッション地域内にあるアエク・ラジャ (Aek Raja) 地域において、合計 758 ヘクタール (ha) におよぶ天然林が伐採されたことが判明した。また、この産業規模の伐採および重機による土地造成は、コンセッション地域の境界線を越えてさらに 125 ヘクタールの範囲にまで拡大していた。

この地域での伐採は、洪水が発生する直前まで続けられた。以下の衛星画像は、土砂災害が起きる直前である 2025 年 10 月 27 日と直後の 12 月 1 日の様子を比較したものであるが、土砂崩れが直前に伐採された地域のすぐ近くで発生したことを示している。



災害の前後で比較した衛星画像、最近伐採された地域のすぐ近くで土砂崩れが起きていることを示している (Earthsight より)

インドネシア政府の地図によれば、急峻な地形を含む

この地域は、特に土砂崩れのリスクが高いとされている。そのため、TPL 社のコンセッ

¹³ ANTARA. “Sumatra floods: Prabowo orders total audit of Toba Pulp Lestari”.

<https://en.antaranews.com/news/396589/sumatra-floods-prabowo-orders-total-audit-of-toba-pulp-lestari>

¹⁴ IDX CHANNEL.com. “Saham Toba Pulp Lestari (INRU) Disuspensi Imbas Operasional Dihentikan”.

<https://www.idxchannel.com/market-news/saham-toba-pulp-lestari-inru-disuspensi-imb-opsional-dihentikan>

ン地域内において、当該区域は「限定生産林 (Hutan Produksi Terbatas)」に区分されており、通常、森林の伐採は許可されていない。TPL 社は、インドネシア当局がアエク・ラジャ (Aek Raja) 地域の 4 分の 1 にあたる 11,315 ヘクタールを保護地域に指定したことを認めている¹⁵。また、公開されている地図を見る限り、最近 TPL 社により伐採が行われたエリアはその保護地域内に位置している。したがって、今回確認された伐採施行は単に破壊的なだけでなく、完全に違法であることを示している。

2024 年に公開された TPL 社によるコンセッション地域の森林評価報告書でも、当該地域には、絶滅危惧種にとって重要な生息地が含まれており、脆弱な急斜面における浸食防止にも極めて重要であると結論付けられている。また、2019 年に発表されたオランウータンの生息地を示すマップによれば、最近伐採された森林の一部には絶滅危惧種であるタバヌリ・オランウータンが生息している可能性が指摘されていた。

NGO によるこの調査結果に対し、TPL 社は、自社の調査では「言及された区域内において 883 ヘクタールの森林伐採は確認されなかった」とし、近隣の地域住民が管理する土地に言及し、そこは「適用される規制に従い、パートナーシップの制度に基づいて管理されている」と回答した。しかし、同社が提示したこの制度の対象マップは、NGO が特定した違法伐採区域の北側に位置しており、両者は重複していない。さらに TPL 社は、「空間、水文、地形、および操業に関するデータに基づき」、いかなる土砂崩れや洪水も同社の活動に起因するものではないと主張した。しかし、同社が提示した証拠は、NGO により指摘されていたものとは直接関係のない南タバヌリ地域やナビロン (Nabirong) 川流域、バタン・トル (Batang Toru) 川流域の支流にあたるシピロック (Sipirok) での洪水に関するものであった。また、TPL 社は、自社が自然林の伐採を行っておらず、関連するすべての規制を遵守し、高保護価値 (HCV) 林を保護していると自らのウェブサイトで主張している¹⁶。

過去にも、NGO であるレインフォレスト・アクション・ネットワーク (RAN) が、2024 年 7 月に、TPL 社のコンセッション地域内での天然林伐採が指摘されている¹⁷。当時、TPL 社は RAN に対し、これらの活動は第三者による不法侵入および違法伐採であり、2023 年にインドネシア当局に報告済みであると回答していた。

環境破壊による事業権の剥奪

2026 年 1 月 21 日、インドネシア政府は、アチェ州、北スマトラ州、西スマトラ州にある合計 101 万ヘクタール、28 社の事業権を剥奪することを発表した。森林地域の利用に関す

¹⁵ Toba Pulp Lestari. "PT Toba Pulp Lestari's Conservation Set-Aside Area". <https://www.tobapulp.com/wp-content/uploads/2024/06/PT-Toba-Pulp-Lestari-Conservation-Set-Aside-Area.pdf>

¹⁶ Earthsight. <https://www.earthsight.org.uk/media/download/2419>

¹⁷ Rainforest Action Network. "PT. Toba Pulp Lestari: A Corporate Repeat Offender". <https://www.ran.org/forest-frontlines/pt-toba-pulp-lestari-a-corporate-repeat-offender/>

る規則への違反が証明された企業、内訳としては林業関連の森林利用事業許可（PBPH）が22件、鉱業・農園・電力関連が6件であった。以下に示す、事業権を剥奪された企業のリスト¹⁸には、北スマトラ州の複数地域に広がる TPL 社のコンセッション地域がすべて含まれている。また、TPL 社と同じ RGE グループ傘下にあるスマトラ・リアン・レスタリ（Sumatera Riang Lestari）社も、事業権が剥奪された企業に含まれている。

| 林業関連 | 地域、面積（ヘクタール） |
|--|----------------|
| PT Toba Pulp Lestari | 北スマトラ州、167,912 |
| PT Sumatera Riang Lestari | 北スマトラ州、173,971 |
| PT Gunung Raya Utama Timber | 北スマトラ州、106,930 |
| PT Teluk Nauli | 北スマトラ州、83,143 |
| PT Anugerah Rimba Makmur | 北スマトラ州、49,629 |
| PT Sumatera Sylva Lestari | 北スマトラ州、42,530 |
| PT Multi Sibolga Timber | 北スマトラ州、28,670 |
| PT Barumon Raya Padang Langkat | 北スマトラ州、14,800 |
| PT Panei Lika Sejahtera | 北スマトラ州、12,264 |
| PT Hutan Barumon Perkasa | 北スマトラ州、11,845 |
| PT Putra Lika Perkasa | 北スマトラ州、10,000 |
| PT Sinar Belantara Indah | 北スマトラ州、5,197 |
| PT Tanaman Industri Lestari Simalungun | 北スマトラ州、2,786 |
| PT Minas Pagai Lumber | 西スマトラ州、78,000 |
| PT Salaki Summa Sejahtera | 西スマトラ州、47,605 |
| PT Bukit Raya Mudisa | 西スマトラ州、28,617 |
| PT Biomass Andalan Energi | 西スマトラ州、19,875 |
| PT Dhara Silva Lestari | 西スマトラ州、15,357 |
| PT Sukses Jaya Wood | 西スマトラ州、1,584 |
| PT Aceh Nusa Indrapuri | アチェ州、97,905 |
| PT Rimba Timur Sentosa | アチェ州、6,250 |
| PT Rimba Wawasan Permai | アチェ州、6,120 |

| 鉱業・農園・電力関連 | 地域、事業内容 |
|-------------------------------|---------------|
| PT Agincourt Resources | 北スマトラ州、金採掘事業 |
| PT North Sumatra Hydro Energy | 北スマトラ州、水力発電事業 |

¹⁸ IDN FINANCIALS. “Prabowo revokes permits of 28 firms over forest violations”.
<https://www.idnfinancials.com/jp/news/60578/prabowo-revokes-permits-of-28-firms-over-forest-violations>

| | |
|---------------------------|-------------------|
| PT Perkebunan Pelalu Raya | 西スマトラ州、プランテーション事業 |
| PT Inang Sari | 西スマトラ州、プランテーション事業 |
| PT Ika Bina Agro Wisesa | アチェ州、プランテーション事業 |
| CV Rimba Jaya | アチェ州、林産物採取事業 |

しかし、現地 NGO によれば、この事業権の剥奪は決定文書 (SK) に基づくものではないため、法的根拠がないという。また、政府による調査が行われたとされているが、最終的に剥奪に至った根拠が公にされておらず、災害対策のロードマップや森林生態系の回復に向けた計画がなんら示されていないことが指摘されている。

一説には、2025 年にプラボウォ政権下で設立された政府系投資ファンドであるダナンタラ (Danantara) が剥奪されたコンセッション地域を引き継ぐという情報があるが、まだ現地ではさまざまな憶測が飛び交っている。事業権の剥奪により経済的な影響を受けている TPL 社の従業員や、企業と協力関係にあった住民たちは、事業権剥奪の取り消しを求めて関連する政府機関に対するデモを展開している¹⁹。その一方で、これまで TPL 社との土地をめぐる紛争を抱えてきた住民たちをサポートしてきた NGO は、コンセッション地域の再編成を通じて先住民族の土地に対する法的な権利を確立するよう政府に求めている²⁰。しかし、依然として今後の方針については不透明な状況が続いている。北スマトラ州政府は、剥奪された TPL 社の事業地を食料安全保障の強化を目的とした国家戦略プログラムであるフードエステート (食糧農園) を通じた地域開発に活用する可能性も示している²¹。

これまで TPL 社との土地をめぐる対立を抱えていた住民たちも、この決定により安堵の気持ちがある一方で、これまで紛争を抱えていた土地が将来的にどのようなになるのか政府による明確な方針が出されていないためまだ不安を抱えている状況である。

¹⁹ KOMPAS.com. "Masyarakat Gelar Aksi Demo, Tuntut Pemerintah Kaji Ulang Penutupan PT TPL". <https://biz.kompas.com/read/2026/04/17/214655628/masyarakat-gelar-aksi-demo-tuntut-pemerintah-kaji-ulang-penutupan-pt-tpl>

²⁰ ALIANSI MASYARAKAT ADAT NUSANTARA. "Masyarakat Adat Mendesak Pemerintah Menata Ulang Wilayah Konsesi TPL Pasca Pencabutan Izin". <https://www.aman.or.id/news/read/2341>

²¹ waspada.co.id. "Bobby Nasution Bicara Soal Tuntutan Buka Kembali TPL, Upayakan Solusi Terbaik". <https://waspada.co.id/bobby-nasution-bicara-soal-tuntutan-buka-kembali-tpl-upayakan-solusi-terbaik/>

TPL 社の事業権が剥奪された後、2026年2月、ドロック・パルモナンガンの住民たちに聞き取りするために再訪した。ソルバトゥア氏によれば、事業権が剥奪された後も警備員が時折村を訪れて、ドローンを使った撮影などの監視が続いている状況であるという。また、住民たちによる慣習地や墓地へのアクセスを阻むために企業が設置したセキュリティゲートについても、事業権が剥奪された後



住民たちにより破壊されたゲート、企業の警備員も不在であった

も警備員が居座り続けていたという。その後、住民たちが警備員を退去させたうえで、建物を破壊することでようやく慣習地や墓地まで自由に行き来できるようになった。住民たちとしては、土地に対する法的根拠が住民たちに与えられることを強く望んでいる。また、慣習地の多くが企業によりユーカリに転換されてしまったが、再び森の状態に戻すことを望んでいる。

2.1 日本からの資金提供に関する状況

TPL 社の親会社である RGE グループに資金を提供している日本の金融機関は、三菱 UFJ フィナンシャル・グループである。「森林と金融 (Forests & Finance)」のデータベースによれば、2024年1月から12月までの間に、RGE グループの紙パルプ部門に対して9,500万米ドルの融資 (Corporate loan) をしており、上記の RGE グループの関連企業が引き起こした環境破壊および土地紛争に間接的に関与していると言える。

三菱 UFJ フィナンシャル・グループは、下表のように環境社会配慮のための融資方針をグループ企業として採用している。紙パルプ生産などの森林伐採や土地利用転換をともなう事業に対するファイナンスの実施を検討する際には、①先住民族の地域社会へ負の影響を与える、②非自発的住民移転につながる土地収用をともなう、③保護価値の高い地域へ負の影響を与える、④紛争地域における人権侵害を引き起こすなど、環境・社会に対するリスクまたは影響を特定・評価し、これらのリスクへの配慮が実施状況を確認するとされている。その上で、環境・社会配慮が、予想されるリスクまたは影響に比べて十分とはいえない場合には、ファイナンスを実施しないことが明記されている。また、FSC や PEFC といった国際的に認められている認証の取得や、先住民族への FPIC (自由意志による、事前の、十分な情報に基づく同意) の尊重や NDPE 方針の策定などを求めることも規定されている。

2026年4月1日に改定されており (2026年5月1日より適用)、主な変更点としては、

林業・紙パルプ、パーム油、大豆、牛肉、天然ゴム、カカオ、コーヒーなど熱帯林の破壊リスクが高い主要なセクターへのファイナンスに対して、FPIC（自由意志による、事前の、十分な情報に基づく同意）の尊重およびNDPE（森林ゼロ、泥炭地開発ゼロ、搾取ゼロ）方針の策定を求めることが明記された。しかし、森林破壊防止の上で重要な役割を担うサプライチェーンの中流部門（製紙事業者等）が含まれていないことがNGOにより指摘²²されている。

RGEグループが抱えている環境・社会問題に対処するためには、新興国において伐採事業を行っている融資先企業のみならず、製品のサプライチェーンにおいて重要な役割を担う中流事業（製紙事業者等）に対しても、セクター方針にあるような要求に基づき、FPIC（自由意志による、事前の、十分な情報に基づく同意）の尊重やNDPE（森林ゼロ、泥炭地開発ゼロ、搾取ゼロ）方針の策定に向けた働きかけをしていくことが重要となる。また、当該企業がNDPE方針などの取り組みを進めていた場合でも、複雑な企業構造を隠れ蓑にした「シャドウカンパニー（影の企業）」を利用して、表向きには関係性がないことを装いながら森林破壊や人権侵害などに関与している可能性のある事例も報告されている。そのため、製品や企業だけではなく、その企業が実質的に影響力を持つ企業グループを特定し、全体としての取り組みを評価することが求められる。

| 適用対象となる事業のうち「森林・農業」および「林業・紙パルプ」に関連するセクター方針の内容（2025年4月1日改訂版 ²³ ） | |
|--|---|
| 三菱UFJ銀行 （三菱UFJファイナンシャル・グループ） | <p>■ ファイナンスに際して特に留意する事業</p> <p>留意する事業に関する項目としては、セクター横断的な項目と特定セクターに係る項目があります。</p> <p>以下の項目に該当する事業には、環境・社会に対するリスクまたは負の影響が存在する可能性が高く、お客さまによる適切な環境・社会配慮の実施が期待されます。主要子会社がそれらの事業に対してファイナンスの実行を検討する際には、環境・社会に対するリスクまたは影響を特定・評価するプロセスでお客さまの環境・社会配慮の実施状況を確認します。お客さまの環境・社会配慮が、予想されるリスクまたは影響に比べて十分とは言えない場合には、ファイナンスを実行しません。</p> <p>① セクター横断的な項目</p> <p>A) 先住民族の地域社会へ負の影響を与える事業</p> <p>B) 非自発的住民移転に繋がる土地収用を伴う事業</p> |

²² レインフォレスト・アクション・ネットワーク。“声明：MUFG方針改定、森林保護方針で大きな変更なし ～サプライチェーン中流を追加するも紙パルプとパーム油は含めず～”。<https://japan.ran.org/?p=2639>

²³ MUFG。“方針/ガイドライン”。https://www.mufig.jp/csr/policy/index.html?link_id=csr_policy?link_id=csr_top_policy

- C) 保護価値の高い地域へ負の影響を与える事業
 D) 紛争地域における人権侵害を引き起こす、または助長する事業、あるいは人権侵害と直接的に結びついている事業

② 特定セクターに係る項目

- 森林・農業

森林は、多様な野生動植物の生息地として生物多様性の保全に重要な価値を有するとともに、木材・紙・パルプ等の原産地として地域経済を支える重要な存在です。また、森林は二酸化炭素の吸収・貯蔵を通じて気候変動の緩和に大きな役割を果たしています。

農業は、食料・飼料・原材料の供給を担い、地域の生計や雇用を支える一方で、持続可能性を考慮せずに行う開発や土地利用転換は、森林破壊や自然生態系の劣化、地域社会との摩擦を引き起こす可能性があります。無秩序かつ大規模な森林破壊（deforestation）や不適切な農地拡大が地球環境、とりわけ気候変動と生物多様性に重大な負の影響を及ぼすことを MUFG は認識しています。

木材・紙パルプ、パーム油、大豆、牛肉等の事業に対するファイナンスの実行を検討する際には、現地の法令・規制を遵守し、お客さまの環境・社会配慮の実施状況を確認します。

また、国際的に認められている認証の取得と先住民族等への「自由意志による、事前の、十分な情報に基づく同意」（FPIC: Free, Prior and Informed Consent）の尊重や「森林破壊ゼロ、泥炭地開発ゼロ、搾取ゼロ」（NDPE: No Deforestation, No Peat and No Exploitation）等を含めた環境・人権への配慮を定めた方針の策定を求めます。

- 林業・紙パルプ

林業（植林、管理、木材）や紙パルプ生産等の、森林伐採を伴う事業に対するファイナンスの実行を検討する際には、お客さまの環境・社会配慮の実施状況を確認します。

違法な伐採や保護価値の高い地域における森林破壊が行われていないことを確認するとともに、高所得 OECD 加盟国以外において上記の対象事業に対してファイナンスを実行する際には、お客さまに対し、国際的に認められている認証（FSC（Forest Stewardship Council）、PEFC（Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes）等）の取得を求めます。未取得の場合には、取得に係る行動計画の提出を求めます。

| | |
|--|---|
| | お客さまのサプライチェーンにおいても同様の取り組みがなされるよう、サプライチェーン管理の強化、ならびにトレーサビリティの向上を要請します。 |
|--|---|

2.2 提言

RGE グループに融資している三菱 UFJ フィナンシャル・グループに対しては、森林・農業および木材・紙パルプ関連のセクター方針に基づき、RGE グループ傘下にある関連企業が違法な伐採や保護価値の高い地域における森林破壊に関与していないかどうか確認し、適切な対応がなされていない場合には、改善に向けて働きかけるよう要求する。その際には、RGE グループが公式に認めている関連企業だけでなく、上述した「シャドウカンパニー（影の企業）」による間接的な森林破壊および人権侵害の関与にも対応するため、アカウンタビリティ・フレームワーク・イニシアティブ（AFi）の定義に照らし合わせて、同一の「企業グループ」であると判断できる企業を特定し、方針の適用範囲を広げることが重要である。

また、この方針の中では、「環境・社会配慮が、予想されるリスクまたは影響に比べて十分とは言えない場合には、ファイナンスを実行しません」と規定されているが、新規に限らず既存のファイナンスに対しても融資の一時凍結や金融資産の引き上げ（ダイベストメント）等の措置を講じることを求める。



ドロック・バルモナンガン集落の集会場に書かれた“TPL 社を閉鎖せよ”の文字

執筆：一般社団法人 熱帯林行動ネットワーク (JATAN)

発行：Fair Finance Guide Japan、アジア太平洋資料センター (PARC)、「環境・持続社会」研究センター (JACSES)、APLA (Alternative People's Linkage in Asia)、一般社団法人 熱帯林行動ネットワーク (JATAN)

本レポートに関するお問い合わせ先：

一般社団法人 熱帯林行動ネットワーク (Japan Tropical Forest Action Network : JATAN)

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 1-13-11 チャリ千駄ヶ谷 204

Tel : 03-5843-6720、Email : info@jatan.org、HP : www.jatan.org

本報告書の作成にあたってはスウェーデン国際開発協力庁 (Sida) の助成を受けています。